

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 六四
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 六四
- 土地改良法により換地計画を定めた件 六五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件 六五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六五
- 道路の区域を変更する件二件 六六
- 道路の供用を開始する件二件 六六

公 告

- 肥料の登録の有効期間を更新した件 六六
- 肥料の登録が失効した件 六六
- 都市計画を変更する件 六六
- 都市公園を設置する件 六六

告 示

福島県告示第七百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十二月六日から平成二十九年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
イ オンスーパーセンター鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十二月六日から平成二十九年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六十五番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百四十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける		認可申請
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		年月日
農事組合法人 ニューわく わくファーム	耶麻郡猪苗代町字名 家道下九四三	耶麻郡猪苗代町字渋谷一 五ほか十八筆		平成二八年 二月 四日
古川 悟	耶麻郡猪苗代町大字 堅田字相名目一六五	耶麻郡猪苗代町大字中小 松字三百苜丙七三三一一 ほか九筆		同 日

(農業担い手課)

福島県告示第七百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、土田北地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

縦覧に供する書類

換地計画書の写し

縦覧の期間

平成二十八年十二月七日から 月二十六日まで (二十日間)

縦覧の場所

磐梯町役場及び猪苗代町役場

(農地管理課)

福島県告示第七百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町長野字酒ノ沢山三六九一の一から三六九一の四五まで、三六九一の四七から三六九一の七〇まで、三六九一の七三から三六九一の七五まで、三六九一の七八から三六九一の九四まで、三六九一の九六から三六九一の九九まで、三六九一の一〇二から三六九一の一〇六まで、三六九一の一〇八から三六九一の一〇九まで、三六九一の一〇一から三六九一の一〇二まで、三六九一の一〇三から三六九一の一〇四まで、三六九一の一〇五から三六九一の一〇六まで、三六九一の一〇七から三六九一の一〇八まで、三六九一の一〇九から三六九一の一〇一〇まで、三六九一の一〇一から三六九一の一〇二まで、三六九一の一〇三から三六九一の一〇四まで、三六九一の一〇五から三六九一の一〇六まで、三六九一の一〇七から三六九一の一〇八まで、三六九一の一〇九から三六九一の一〇一〇まで、字於三段一七八、三二九から三三二まで、三八一、三八二、四一五、四一六、四二〇、三二六六の一八、三二六六の二二、三二六六の四五、三二六六の四七、三二六六の四八、三二六六の九九、三二六六の一〇〇、三二六六から三二九五まで、三二九六の一から三二九六の三三まで、三二九六の三五から三二九六の三八まで、三二九六の四一から三二九六の四四まで、三二九六の四六から三二九六の五〇まで、三二九六の五一、三二九六の五四から三二九六の六四まで、田部字下山根九九、一一九、一二〇の一、一二〇の二、一三〇の一、一三一、字田ノ沢一、六の一

から六の四まで、七の二、七の三、八の一、八の二、九の一から九の五まで、九の七から九の一まで、七六二、一〇四九、一〇五〇、一〇五一の一から一〇五一の一まで、一〇五一の一三から一〇五一の三四まで、一〇五一の三七、一〇五三の一から一〇五三の四まで、字大木沢七七一の八から七七一の一三まで、七七二から七八三まで、七八四の一から七八四の四まで、七八四の六から七八四の八まで、七八四の一〇から七八四の二四まで、七八五の一から七八五の一二まで、七八六から七七七まで、七九九から八〇一まで

保安林として指定された目的 水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。

福島県告示第七百五十号

(森林保全課)

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀 雅 雄

所在の不明な者の氏名

- 阿部一 阿部亀次 阿部善政 阿部宗一 阿部金之助 阿部金太郎 阿部金弥 久保木保 戸沢富太郎 戸沢文吾 古瀬藤雄 荒木栄次 佐川七一 佐川恒次 川正雄 佐藤正治 佐藤義雄 志田市五郎 志田高教 矢吹経久 蛭田政吉 小野亀吉 小野寅一 小野浦次郎 小野清晴 小野舜喜知 松山喜平 森一 森七郎 森兵衛 森功 森安市 森正男 森滋躬 森由太郎 森米太郎 森重義 森阜水 野兼吉 水野富男 滝内荒次郎 中村七太郎 中村秀市 中村鉄之助 田子亀市 田子嘉七 樋口善枝 樋田久 樋田優 樋田善三郎 樋田善信 樋田善彰 樋田広吉 樋田清 内藤義一 坂本圭之七 馬上利作 平子熊藏 鈴木俊明 鈴木子之藏 鈴木寿 加茂俊直

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十八年農林水産省告示第二千二百六号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第七百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十八年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の 変 更 後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野 小高線	双葉郡広野町大字折木 字大平八六番二地先か ら 同 郡同 町大字下北 迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字上浅 見川字桜田五七番一 地先から 同 郡同 町大字下北 迫字東町二番二地先ま で 双葉郡広野町大字下北 迫字東町二番二地先か ら 同 郡同 町大字下北 迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字下北 迫字東町一四九番地先 から	変更前 A 三・〇〇 二五・〇〇	A 二・五〇 四八・〇〇	四、八一〇・四
		変更前 B _二 一一・五〇 五〇・〇〇	B _二 一一・五〇 五〇・〇〇	一、五九〇・〇
		変更前 C 七・〇〇 二五・八〇	C 七・〇〇 二五・八〇	一六九・〇

同 郡同 町大字下北 迫字二枚橋一番地先ま で	変更後	A 三・〇〇 二五・〇〇	四、八一〇・四	
双葉郡広野町大字折木 字大平八六番二地先か ら 同 郡同 町大字下北 迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字上浅 見川字比屋蔭一七番五 地先から 同 郡同 町大字下北 迫字東町二番二地先ま で 双葉郡広野町大字下北 迫字東町二番二地先か ら 同 郡同 町大字下北 迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字下北 迫字東町一四九番地先 から 同 郡同 町大字下北 迫字二枚橋一番地先ま で	変更前 B _一 一一・五〇 四七・〇〇	B _一 一一・五〇 四七・〇〇	五七九・五	
		B _二 一一・五〇 四八・〇〇	B _二 一一・五〇 四八・〇〇	一、五二〇・〇
		B _二 一一・五〇 五〇・〇〇	B _二 一一・五〇 五〇・〇〇	一、五九〇・〇
		C 七・〇〇 二五・八〇	C 七・〇〇 二五・八〇	一六九・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広野小高線	双葉郡広野町大字折木字大平八六番二地先から 同 郡同 町大字下北 迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字上浅見川字桜田五七番一 地先から 同 郡同 町大字下浅見川字比屋蔭一七番五 地先まで 双葉郡広野町大字下浅見川字比屋蔭一七番五 地先から 同 郡同 町大字下北迫字東町二番二地先まで 双葉郡広野町大字下北迫字東町二番二地先から 同 郡同 町大字下北迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字下北迫字東町一四九番地先 から 同 郡同 町大字下北迫字二枚橋一番地先まで	変更前 A B _一 B _一 B _一 B _二 B _二 C	三・〇〇 二五・〇〇 一一・五〇 四七・〇〇 一一・五〇 四八・〇〇 一一・五〇 一二・五〇 五〇・〇〇 七・〇〇 二五・八〇	四、八一〇・四 五七九・五 一、五二〇・〇 一、五九〇・〇 一六九・〇

変更後	A	B _一	B _一	B _二	C
双葉郡広野町大字折木字大平八六番二地先から 同 郡同 町大字下北迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字上浅見川字桜田五七番一 地先から 同 郡同 町大字下浅見川字比屋蔭一七番五 地先まで 双葉郡広野町大字下浅見川字比屋蔭一七番五 地先から 同 郡同 町大字下北迫字東町二番二地先まで 双葉郡広野町大字下北迫字東町二番二地先から 同 郡同 町大字下北迫字大谷地原一八番一 地先まで 双葉郡広野町大字下北迫字東町一四九番地先 から 同 郡同 町大字下北迫字二枚橋一番地先まで	三・〇〇 二五・〇〇	一一・五〇 四七・〇〇	一一・五〇 四八・〇〇	一一・五〇 五〇・〇〇	七・〇〇 二五・八〇
	四、八一〇・四	五七九・五	一、五二〇・〇	一、五九〇・〇	一六九・〇

(道路計画課)

福島県告示第七百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 巨理線	相馬郡新地町大戸浜字 前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一九九番地先 まで	変更前 四・九〇 五一・五〇	A 四・九〇 五一・五〇	三、六六五・九〇
	相馬郡新地町大戸浜字 前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一九九番地先 まで	変更後 四・九〇 五一・五〇	A 四・九〇 五一・五〇	三、六六五・九〇
	相馬郡新地町大戸浜字 前田西八番地先から 同 郡同 町大字埴木 崎字磯山一九九番地先 まで		B 九・二〇 一四四・五〇	三、六〇〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野郡山線	郡山市中田町高倉字古御館一六〇番一地从りから 同 市中田町高倉字下の沢一六六番二地先まで	平成二十八年十二月六日

(道路計画課)

福島県告示第七百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡広野町大字下浅見川字比屋 蔭一七番五地先から 同 郡同 町大字下北迫字東町二 番一地从りまで	平成二十八年十二月七日

(道路計画課)

公 告

公告第三百号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
803	混合有機質肥料	混合有機質肥料440号	窒素全量 4.0	りん酸全量 4.0	加里全量 -	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格	片倉コープアングリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成31年12月16日

804	混合有機質肥料	混合有機質肥料540号	5.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社 千代田区九段北一丁目8番10号	平成31年12月16日
-----	---------	-------------	-----	-----	---	----------------------------	------------------------------	-------------

(農業総合センター)

公告第三百一十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

836	混合有機質肥料	混合有機質肥料K S 1号	保証成分量 (%)			含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	出光興産株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号	平成28年10月22日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量			
			4.6	2.2	1.0			

(農業総合センター)

公告第三百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、二本松本宮都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市計画から除外される土地の区域
- 二 本宮市本宮のうち字一ツ屋、字小幡及び字欠下の各一部の区域
- 三 本宮市高木のうち字田中及び字中丸の各一部の区域
- 四 縦覧場所
福島県北建設事務所企画管理部企画調査課及び本宮市建設部まちづくり推進課
- 五 縦覧期間
平成二十八年十二月六日から平成二十八年十二月二十日まで
- 六 意見書の提出
二本松本宮都市計画道路を変更する案について、本宮市の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を三に掲げる機関を経由して、四に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第三百一十号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

平成二十八年十二月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 名称
ひろの防災緑地
 - 二 位置
双葉郡広野町大字下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに大字下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内
 - 三 区域
別添図面のとおり
 - 四 供用開始の期日
平成二十八年十二月七日
- （「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課、福島県相双建設事務所及び福島県富岡土木事務所において、一般の縦覧に供する。）

(まちづくり推進課)